青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年条例第七十六号)の一部改正【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
(指定障害者支援施設の一般原則)	(指定障害者支援施設の一般原則)
第四条 [略]	第四条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の	_[新設]_
自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し	
つつ、利用者の地域生活への移行に関する意	
向を把握し、当該意向を定期的に確認すると	
ともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事	
業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特	
定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、	
利用者の希望に沿って地域生活への移行に向	
<u>けた措置を講じなければならない。</u>	
5 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の	_[新設]_
当該指定障害者支援施設以外における指定障	
害福祉サービス等の利用状況等を把握すると	

ともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

<u>を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行</u>わなければならない。

(生活介護を行う場合における従業者の配置 の基準等)

第六条 生活介護を行う指定障害者支援施設に 置くべき従業者及びその員数は、次の各号に 掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め るとおりとする。

一~三 「略]

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (これらの者を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員(理学療 法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる日常生活を営むのに (生活介護を行う場合における従業者の配置 の基準等)

第六条 生活介護を行う指定障害者支援施設に 置くべき従業者及びその員数は、次の各号に 掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め るとおりとする。

一•三 [略]

四 理学療法士又は作業療法士

(これらの者を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員(理学療法士<u>又は作業療法士</u>に代えて置くことができる日常生活を営むのに

改正後

必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。以下同じ。)) 生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数

五・六 「略]

2 「略]

(自立訓練(機能訓練)を行う場合における 従業者の配置の基準等)

- 第七条 自立訓練(機能訓練)を行う指定障害 者支援施設に置くべき従業者及びその員数 は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。
 - 一•二 [略]
 - 三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (これらの者を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員) 一以 上

四~六 「略]

2 「略]

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第三十三条 「略]

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が 自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、利用者の意思決定の支援に配慮 しなければならない。
- <u>3</u> [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第三十四条 「略]

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環

改正前

必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。以下同じ。)) 生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数

五・六 「略]

2 「略]

(自立訓練(機能訓練)を行う場合における 従業者の配置の基準等)

- 第七条 自立訓練(機能訓練)を行う指定障害 者支援施設に置くべき従業者及びその員数 は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。
 - 一•二 [略]
 - 三 理学療法士又は作業療法士

(これらの者を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員) 一以

上

四~六 「略]

2 「略]

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第三十三条 「略]

[新設]

- 2 [略]
- <u>3</u> [略]
- 4 [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第三十四条 「略]

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環

改正後

境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて 利用者の希望する生活及び課題等の把握(以 下この条において「アセスメント」とい

う。)を行うとともに、利用者の自己決定の 尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用 者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第三十五条の三第一項 の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移 行等意向確認担当者」という。)が把握した 利用者の地域生活への移行に関する意向等を 踏まえるものとする。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら 意思を決定することに困難を抱える場合に は、適切に意思決定の支援を行うため、当該 利用者の意思及び選好並びに判断能力等につ いて丁寧に把握しなければならない。
- 4 [略]
- <u>5</u> [略]
- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等 (地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サー

改正前

境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて 利用者の希望する生活及び課題等の把握(以 下この条において「アセスメント」とい

う。)を<u>行い</u>

_____、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

[新設]

- <u>3</u> [略]
- <u>4</u> [略]
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(_____ 利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等____

_____を招集して行う会議をいい、 テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下 「テレビ電話装置等」という。)を活用して 行うことができるものとする。)を開催し__

____、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、**第四項**に規定する 施設障害福祉サービス計画の原案の内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、文 書により利用者の同意を得なければならな い。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サー

业款据现除宝垣

ᄽ	ᆴ	径
LX	11	7/2

ビス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をい

う。)を行う者に交付しなければならない。

9 [略]

10 [略]

11 第二項から第八項までの規定は、第九項 に規定する施設障害福祉サービス計画の変更 について準用する。

(サービス管理責任者の業務)

第三十五条 「略]

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第三十五条の二 指定障害者支援施設の設置者 は、施設障害福祉サービスの提供に当たって は、地域住民又はその自発的な活動等との連 携及び協力を行う等の地域との交流を図らな ければならない。
- 2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

改正前

ビフ卦両な作出したしまけ

L	八月四で下版 したことは、	日欧旭欧牌音馆
祉	サービス計画を利用者	
	 に交付しなければ <i>ね</i>	 よらない。

8 [略]

9 [略]

10 第二項から第七項までの規定は、第八項 に規定する施設障害福祉サービス計画の変更 について準用する。

(サービス管理責任者の業務)

第三十五条 「略]

[新設]

[新設]

改正後 改正前

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、地域連携 推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回 以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定 障害者支援施設を見学する機会を設けなけれ ばならない。
- 4 指定障害者支援施設の設置者は、第二項の 報告、要望、助言等についての記録を作成す るとともに、当該記録を公表しなければなら ない。
- 5 前三項の規定は、指定障害者支援施設の設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第三十五条の三 指定障害者支援施設の設置者 は、利用者の地域生活への移行に関する意向 の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以 外における指定障害福祉サービス等の利用状 況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援 施設以外における指定障害福祉サービス等の 利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移 行等意向確認担当者を選任しなければならな い。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第三十四条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等

[新設]

意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第五十八条 「略]

- 2 「略]
- 3 指定障害者支援施設の設置者は、感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十 七項に規定する第二種協定指定医療機関(次 項において「第二種協定指定医療機関」とい う。)との間で、新興感染症(同条第七項に 規定する新型インフルエンザ等感染症、同条 第八項に規定する指定感染症又は同条第九項 に規定する新感染症をいう。次項において同 じ。)の発生時等の対応を取り決めるように 努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第六十五条 削除

(協力医療機関等)

第五十八条 「略]

2 「略]

[新設]

[新設]

(地域との連携等)

第六十五条 指定障害者支援施設の設置者は、 その運営に当たっては、地域住民又はその自 発的な活動等との連携及び協力を行う等の地 域との交流に努めなければならない。